

## 先進都市視察報告書

## ● 富山県富山市

- 1 日 時 平成 23 年 7 月 25 日（月）～7 月 26 日（火）
- 2 視 察 先 NPO 法人デイケアハウスにぎやか  
NPO 法人ふるさとのあかり  
富山市保健福祉部障害福祉課
- 3 視 察 者 ケアタウン構想推進会議委員 加藤 信次  
福祉政策課主査 田中 孝佳
- 4 内 容 富山型デイサービスについて
- 5 概 要 別紙のとおり

## ● 大阪府豊中市及び兵庫県西宮市

- 1 日 時 平成 23 年 7 月 27 日（水）～7 月 28 日（木）
- 2 視 察 先 豊中市社会福祉協議会  
原田校区福祉委員会  
西宮市健康福祉局福祉部健康福祉計画グループ
- 3 視 察 者 ケアタウン構想推進会議委員 下田 勝也  
福祉政策課主任 峯田 達也
- 4 内 容 安心協力員派遣事業及び校区福祉委員会について  
地域福祉計画について
- 5 概 要 別紙のとおり

# 富山型デイサービスについて

## 富山型デイサービスの始まり

富山型デイサービスは、平成5年に富山赤十字病院を退職した3人の看護師さんが開所した「デイケアハウスこのゆびとーまれ」において、赤ちゃんからお年寄りまで障害のあるなしにかかわらず受け入れたことから始まり、後に富山型といわれるようになった。

## 富山型デイサービスの特徴

### 小規模

街中の民家を改修して造った施設  
地域と密着した「ひとつの家」

### 共生ケア

高齢者・身体障がい者・知的障がい者・心身障がい児・乳幼児を同じ施設で同時に処遇する。

## 富山型デイサービスの仕組み

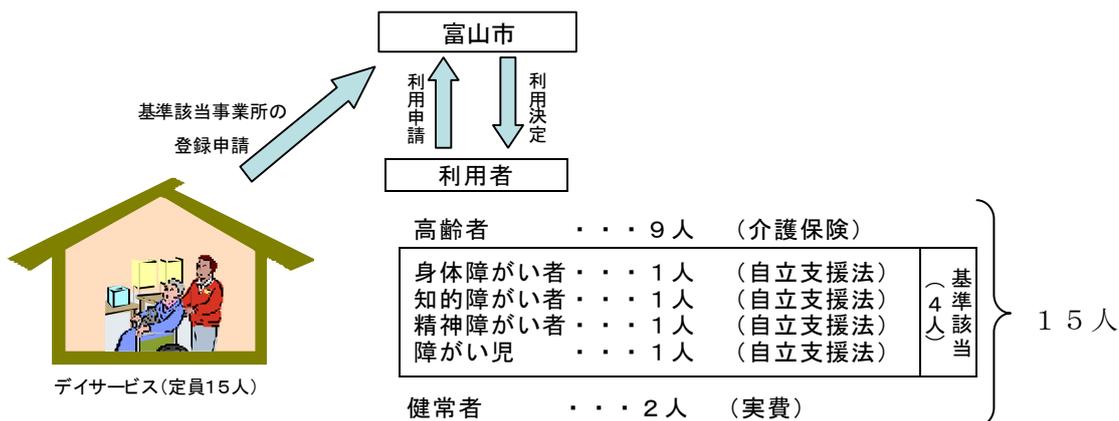
- 障がい者が介護保険の指定事業所をその定員の枠内で利用することができる仕組み
- 事業者からの申請に応じて、介護保険法による指定通所介護事業所を障害者自立支援法による基準該当事業所に登録（全国的な制度）

指定通所介護事業所  
(介護保険法)

基準該当生活介護、基準該当自立訓練、基準該当児童  
デイサービス (障害者自立支援法)

- 構造改革特区制度により小規模多機能型居宅介護事業所における障がい者（児）の受け入れも可能
- 乳幼児等については、法定外のサービス
- 平成23年4月現在、富山県内45事業所。全国に約600事業所

## 富山型デイサービス図解



## 富山型デイサービスのメリットとデメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"><li>○利用者にとっては、利用できる施設が増えて選択の幅が広がる。</li><li>○施設の有効活用が図れる。</li><li>○高齢者と障がい者（児）が同じ場所で同時にサービスを受けることで、互いにより影響を受ける。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○高齢者と身体障がい者、知的障がい者、心身障がい児が同時にサービスを受けることとなるので、障害特性に応じた処遇が確保されるかどうか不安がある。</li></ul>

## 行政からの支援

- 富山型事業所施設整備助成制度
  - 新築整備（基準額12,000千円、補助率：県1/3、市1/3）
  - 住宅改修（基準額6,000千円、補助率：県1/3、市1/3）
- 富山型デイサービス企業家育成講座
  - 県による人材育成支援
- （富山市）在宅障害者（児）デイケア事業（委託） 平成23年度30施設

## 課題

- 富山型デイサービスは介護事業者が実施主体であり、ニーズを踏まえた事業者の自主的判断の下での事業展開が必須
- 障がい者を受け入れた人数に応じて、介護事業所での高齢者の受入れ可能人数が減る仕組みになる。
- 市内における高齢者の介護サービスの需要と障がい者のデイサービスの利用ニーズとを十分に勘案する必要がある。

## 視察先について

- デイケアハウスにぎやか（代表者：阪井由佳子さん、富山市綾田町1-10-18）
- ふるさとのあかり（代表者：山田紀子さん、富山市四方荒屋3223）
- 富山市保健福祉部障害福祉課

1 い

(1)

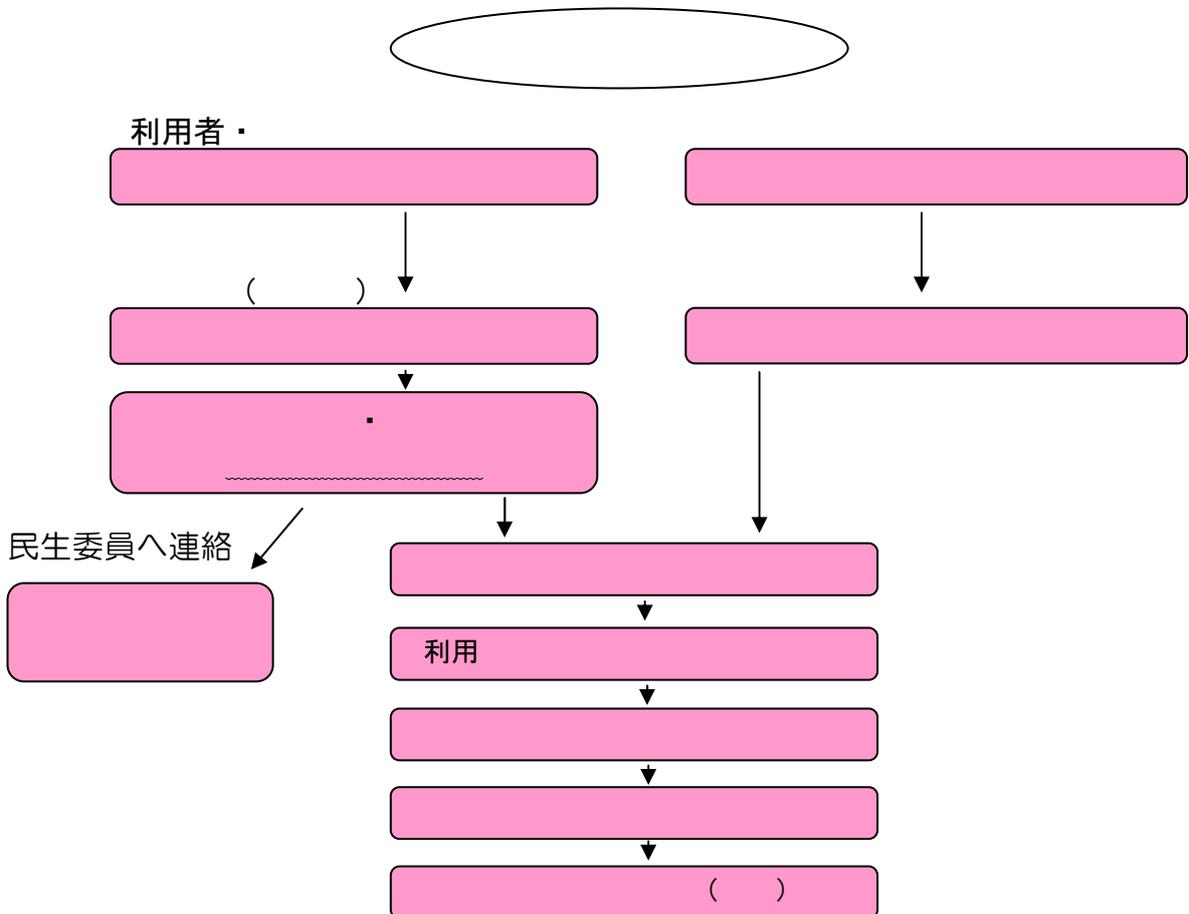
ひとり暮らし等で日常生活に不安のある高齢者等の自宅へ「安心協力員」が定期的に訪問し、顔なじみの関係をつくり、緊急時の支援や買い物・宅配など、ひとり暮らし高齢者等への応援事業者を紹介する制度。平成 21 年度より、国の安心生活創造事業のモデル地区として制度がスタート。

サービスには、毎月 1 回協力員が訪問する基本サービスと、買い物、入院時の手助け、電球交換などの臨時的な有料サービスがある。介護サービスに該当するようなものは対象外。

サービスを利用するにあたり、年間登録料 2,000 円（安心協力員の保険料、事務費）とサービス 1 回につき 800 円の利用料を協力員に払う有償ボランティア方式をとっている。利用者本人と安心協力員との年間契約を締結し、基本的には同じ協力員が毎回訪問する。安心協力員になるためには、市社協が実施する養成研修を受講する必要がある。

派遣申込は、市社協が受付窓口となり、利用者の居住地や依頼内容から市社協が対応できる協力員を探す。

制度が始まって 1、2 年しか経っていないので、これまでの実績としては年間 20 件程度であまり多くないが、最近には月に 3 件くらいの新規申込みがあるため、今後は増えていくと思われる。



## (2) 援 者

市内の新聞配達や宅配事業、郵便配達、電器小売業店など、高齢者の見守りに協力してくれる事業所を市社協に登録する制度。事業者と地域の連携やネットワークを形成し、まちぐるみで見守る体制を整えている。

応援事業の内容は、高齢者が購入したものを宅配してくれるスーパーや定期的にお弁当を届けてくれる店舗など具体的な買い物支援サービスを実施している店舗はもちろんのこと、新聞配達や郵便配達、米屋、牛乳屋、ガス屋、電力会社など、定期的に訪問する事業者や常連の方が来店する店舗にも登録してもらい、ひとり暮らしの方に異変があった場合に、市社協に通報してもらうことになっている。

現在、22業種 500店舗が登録。

## 2

市内を 39 地区に分けた各地域に校区福祉委員会があり、それぞれ積極的な福祉活動を展開している。各校区福祉委員会には活動拠点があるが、公民館等の公共的に限らず、空き店舗や空き家等を利用している校区もある。

活動内容は、ミニデイサービスや配食サービス、昼食会、手作り教室、ハイキング、麻雀教室、カラオケ大会、クリスマス会、餅つき大会、障がい者ふれあいサロン、子育てサロンなど、1年を通じて様々な活動を実施している。

校区福祉委員会の運営については、各自治会の組規模（10～20世帯）で「福祉委員」を指名しており、その福祉委員が中心となっている。福祉委員は、催し物の開催のほか、校区新聞を作成・配布したり、民生委員と同様に担当区域の見守り活動を行ったりしている。また、各校区福祉委員会で毎月1度福祉なんでも相談会を行っており、分野を問わず幅広い相談を受付けている。

さらに、市社協から各校区に2名ずつ専門職員（ソーシャルワーカー）を配置しており、市社協と各校区福祉委員会との連携した事業展開や活動のアドバイスをしたりしている。

この校区福祉委員会は、もともと地域の敬老行事を開催する実行委員会として昭和54年に立ち上がった。設立当初は、一部の地域のみであったが、平成7年1月に発生した「阪神・淡路大震災」をきっかけに全市域に広まった。豊中市は、自治会加入率が全体で50%以下であり、地域によっては20%に満たない地区もあるため、自治会そのものがほとんど機能していない。そのため、自治会に代わるものとして要援護者を地域住民で支えていこうという動きから、校区福祉委員会が拡大していった。

視察先：原田校区福祉委員会（11,000人、5300世帯）

自治会加入率：18.3%、高齢化率：23.26%

空き家を拠点として活動（当日はミニデイサービスを実施）

当日の利用者：8名、スタッフ：20名程度（送迎、昼食調理係含む）

( )

1 い

(1)

平成 22 年 3 月策定。前回計画の計画期間は平成 18 年～平成 21 年度までの 5 カ年計画であったが、今回の計画期間は平成 22 年度～平成 27 年度の 6 カ年とした。前回の計画との大きな変更点として、社協の役割を明確化し、9 支部 33 分区による小地域福祉活動を展開していくことを新たに位置付けた。

1	
2	
1	
	( 支 )
	( )
2	
障	

(2)

○権利擁護に関する支援体制づくり（市社協へ委託）

平成 18 年に施行「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、「高齢者・障害者権利擁護支援センター」を設立。運営は市社協へ委託。主に権利擁護に関する専門相談や支援に関することや、成年後見制度利用のための支援等を実施。また、利用者側の支援だけでなく、一般の方が市民後見人になるためサポートも実施。

○地域支援ネットワーク事業（市社協へ委託）

地域における高齢者の見守り・支援活動の強化を図るため、7つのモデル地区を設定し、小地域を圏域に福祉関係者が一堂に会した検討会議を開催している。

メンバー：民児協、社協支部・分区、老人クラブ、自治会、地域諸団体、

NPO、福祉事業者、包括支援センター、医療機関

会議頻度：年 4 回

事務局：市社協

○安心生活創造事業（国のモデル事業）

地域福祉を推進するためのモデル事業である「安心生活創造事業」に取り組み、地域で安心して生活できるよう、生活課題を抱えた人を早期発見し、必要な対応を図るための体制を推進。

市社協と連携し、市社協分区からモデル地区を設定。見守りや生活支援を行う生活支援を行うチームを編成して、訪問員等を派遣している。

チームリーダーを務めるチーフは専門的資格を持った市社協の職員で、訪問員は地域のボランティアが担っている。

### (1) シニアサポート事業

孤独・孤立、閉じこもりといった問題への対応や支援を必要とする人をめりなくカバーする仕組みづくりとして、高齢者や障害のある人のひとり暮らし世帯等を対象に見守り及び買い物支援などの有償支援サービス。兼ねてから同様の取組みについて検討を進めていた「コープこうべ」に委託して実施。

専門性が低い、簡単な作業のみが対象であり、逆に専門性の高い作業についてはシルバー人材センターへ依頼してもらうようにしている。

手助けを必要とする「利用会員」(65歳以上)と、手助けをする「提供会員」(60歳以上)を募り、その間を取り持つ。現在は、一部の地域でモデル的に実施しており、平成23年3月末現在で提供会員32人、利用会員12人が登録しており、実績は5件程度。今後は、全域に広めていく予定となっている。

### (2) 地域安全ネットワーク事業(災害時要援護者登録)

災害時要援護者の同意方式による登録制度で、民生委員が登録窓口となっており、民生委員を中心とした地域役員と、市の福祉・消防・防災部署が連携して地域ぐるみで支援する取組み。個人情報への不安があり、登録がなかなか進まないのが現状。 **利用**

### (3) あんしんキットの配布(市社協へ委託)

救急時の備えとして、自らの情報を記入した用紙や保険証の写し等を専用の筒に入れ、冷蔵庫の中に入れておく制度。救急時に消防隊が自宅に駆けつけたときに見るだけで本人の症状が分かる。制度設計は市が進めてきたが、キットの配布等については市社協に委託して実施。提出不要であり、他人の目に触れる心配がないため利用率が高い。 **利用**

